（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第七条**　法第五条第十三項第一号ハ（同条第二十三項及び第二十五項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合並びに同条第二十八項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　法第五条第四項第一号に規定する土地を農用地等以外の用に供する場合にあっては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。 イ～ト　（略） チ　当該土地が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。第十三条第八号において同じ。）の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 二　（略）	（活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第七条**　法第五条第十三項第一号ハ（同条第二十三項及び第二十五項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合並びに同条第二十八項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　法第五条第四項第一号に規定する土地を農用地等以外の用に供する場合にあっては、当該土地が次のいずれにも該当するものであること。 イ～ト　（略） チ　当該土地が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。第十三条第八号において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。 二　（略）

（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第四条第二項の規定により土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第四項の規定を読み替えて適用する場合における土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十八条の二第二号の規定の適用については、同号中「貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時」とあるのは、「干ばつ時」とする。	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第四条第二項の規定により土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第四項の規定を読み替えて適用する場合における土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十八条の二第二号の規定の適用については、同号中「貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時」とあるのは、「干ばつ時」とする。

（農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第七条**　法第十七条の二十五第三項第十号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～六　（略）	（福島農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第七条**　法第十七条の十九第三項第十号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～六　（略）